



進言

北海学園大学准教授

かわむら まさのり
川村 雅則

非正規公務員問題について

地方自治体で働く臨時・非常勤職員（以下、非正規公務員）の調査を行っている。全国におけるその数（2012年時点）は、総務省調べで約60万人、労働組合の調べでは約70万人と推定され、いまや民間並みに3人に1人は非正規だという。非正規増の背景には、公共サービスニーズの拡大・多様化と相反する、自治体財政の逼迫^{ひつぱく}、公務員定数の削減などがあげられる。自治体側に見れば、苦渋の選択だったともいえる。

法制度上は、公務員は正職員での採用を前提としており、非正規は本来、臨時的、緊急的な場合に

限られている。にもかかわらず、問題は、なし崩し的に非正規が増やされ基幹労働力的な役割が求められているその一方で、労働条件は例えば、フルタイムで専門的業務に従事しながらも年収にして200万円以下と、著しく低い水準にあることだ。諸手当や一時金、昇給制度など設けていない自治体も多い。

しかも、民間の労使対等原則と異なり、任命権者である自治体側の裁量が過度に認められている非正規公務員の場合、たとえ長期に働いていようが、雇止めはスムーズに行われる。そもそも、勤続

に上限を設けて機械的に切っている自治体も少なくない。民間を引き合いに非難されることの多い公務員だが、非正規の労働条件に関しては逆だろう。提供されるサービスの質の低下が懸念される。

ことは、本誌に関わる医療・福祉職についても同様であり、労働条件の改善が急がれるのだが、公務員パッシングに明け暮れてきたわが国で、冷静な議論を行うことは容易ではなからう。そもそも、この問題がまだ十分に知られてもいない。ここは自治体関係者からの積極的な「発信」が不可欠だと考えるが、どうか。